⑷　最低周波数のデータから順次上に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5%となる限界データ点を算出する。その限界データ点を周波数に変換して「下限周波数」とする。
⑸　最高周波数のデータから順次下に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5%となる限界データ点を算出する。その限界データ点を周波数に変換して「上限周波数」とする。

5　試験結果の記載方法

占有周波数帯幅は、「上限周波数」及び「下限周波数」の差として算出し、MHz単位で記載する。

6　その他

占有周波数帯幅が最大となる信号として、標準符号化試験信号（ＩＴＵ－Ｔ勧告Ｏ．150による９段ＰＮ符号）による変調を原則とするが、この設定ができない場合は、実運用状態において占有周波数帯幅が最大となる符号を用いることができる。

六　スプリアス発射の強度又は不要発射の強度

別表第一の測定方法による、ただし、ラジオゾンデの場合は、副次的に発する電波等の限度の測定と同じ測定系統による。また、スプリアス領域における不要発射の強度の測定方法における試験機器の変調は通常の使用状態の変調とし、通常の使用状態の変調に設定できない場合は、無変調とする。

七　隣接チャネル漏えい電力（400MHz帯狭帯域型のみ）

1　測定系統図



2　測定器の設定等

⑴　スペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数	搬送波周波数
掃引周波数幅	600kHz
分解能帯域幅	１kHz
ビデオ帯域幅	１kHz
Ｙ軸スケール	10dB／Div
入力レベル	ミキサの直線領域の最大付近
データ点数	400点以上
掃引時間	１サンプル当たり１バーストが入ること
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

⑵　スペクトル分析器を用いて得られた測定値は、外部又は内部のコンピュータによって処理する。

3　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定して送信する。
⑵　変調は、変調信号の送信速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号で変調する。

4　測定操作手順

⑴　掃引を終了後、全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。
⑵　全データのdB値を電力次元の真数に変換する。
⑶　全データの電力総和を算出し、全電力（P_C）とする。電力総和の計算は次式による。

$$P_C = \left(\sum_{i=1}^{n} E_i\right) \times \frac{S_W}{RBW \times k \times n}$$

P_C　：掃引周波数幅内の電力総和の測定値（W）
E_i　：１サンプルの測定値（W）
S_W　：掃引周波数幅（MHz）
n　：掃引周波数幅内のサンプル点数
k　：等価雑音帯域幅の補正値
ＲＢＷ：分解能帯域幅（MHz）

⑷　上側隣接チャネル漏えい電力（P_U）の測定

ア　上側隣接チャネル漏えい電力（$P_{U\,(50-100)}$）の測定
「搬送波周波数＋（50kHzから100kHzまで）」の範囲で最大値を算出する。

イ　上側隣接チャネル漏えい電力（$P_{U\,(100-200)}$）の測定
「搬送波周波数＋（100kHzから200kHzまで）」の範囲で最大値を算出する。

ウ　上側隣接チャネル漏えい電力（$P_{U\,(200-300)}$）の測定
「搬送波周波数＋（200kHzから300kHzまで）」の範囲で最大値を算出する。

⑸　下側隣接チャネル漏えい電力（P_L）の測定

ア　下側隣接チャネル漏えい電力（$P_{L\,(50-100)}$）の測定
「搬送波周波数－（50kHzから100kHzまで）」の範囲で最大値を算出する。

イ　下側隣接チャネル漏えい電力（$P_{L\,(100-200)}$）の測定
「搬送波周波数－（100kHzから200kHzまで）」の範囲で最大値を算出する。

ウ　下側隣接チャネル漏えい電力（$P_{L\,(200-300)}$）の測定
「搬送波周波数－（200kHzから300kHzまで）」の範囲で最大値を算出する。

5　試験結果の記載方法

次の隣接チャネル漏えい電力比をdBc／kHz単位で記載する。

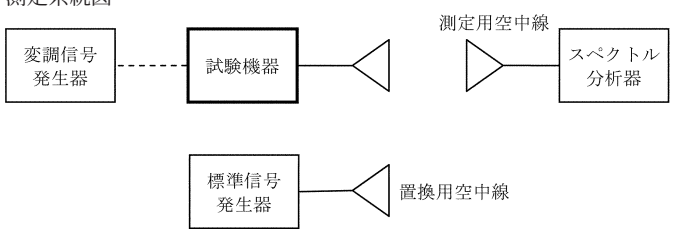
⑴　上側隣接チャネル漏えい電力比　$10\log(P_{U\,(50-100)}/P_C)$
⑵　上側隣接チャネル漏えい電力比　$10\log(P_{U\,(100-200)}/P_C)$
⑶　上側隣接チャネル漏えい電力比　$10\log(P_{U\,(200-300)}/P_C)$
⑷　下側隣接チャネル漏えい電力比　$10\log(P_{L\,(50-100)}/P_C)$
⑸　下側隣接チャネル漏えい電力比　$10\log(P_{L\,(100-200)}/P_C)$
⑹　下側隣接チャネル漏えい電力比　$10\log(P_{L\,(200-300)}/P_C)$

6　その他

⑴　２及び４の搬送波周波数を割当周波数とする。
⑵　３⑵において、標準符号化試験信号（ＩＴＵ－Ｔ勧告Ｏ．150による９段ＰＮ符号）による変調を原則とするが、この設定ができない場合は、実運用状態において占有周波数帯幅が最大となる符号を用いることができる。
⑶　４における隣接チャネル漏えい電力の最大値とは、許容値に対して最も余裕のない値をいう。

八　空中線電力の偏差

1　測定系統図



2　測定器の設定

スペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数	搬送波周波数
掃引周波数幅	設備規則別表第二号に規定する占有周波数帯幅の許容値の２倍から3.5倍まで